

岩手県企業局管理規程第4号

企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

企業局組織規程の一部を改正する規程

企業局組織規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(本庁の組織及び分掌事務) 第2条 [略] 2 経営総務室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(10) [略] (11) 職員の児童手当に関すること。 (12)～(46) [略] 3 [略] 第4条 [略] 2 県南施設管理所に次の課を置く。 (1)～(3) [略] <u>(4) 施設建設課</u> 3～5 [略]	(本庁の組織及び分掌事務) 第2条 [略] 2 経営総務室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(10) [略] (11) 職員の児童手当及び <u>子ども手当</u> に関すること。 (12)～(46) [略] 3 [略] 第4条 [略] 2 県南施設管理所に次の課を置く。 (1)～(3) [略] 3～5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。